

岩手県企業局管理規程第7号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年12月26日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(常勤の職員の勤務時間)	(常勤の職員の勤務時間)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 前項の勤務時間中に、 <u>午後零時15分から45分の休憩時間並びに正午及び午後3時からそれぞれ15分の休息時間を置く。</u>	2 前項の勤務時間中に <u>正午から45分の休憩時間を置く。</u>
3 [略]	3 [略]
4 前項各号に規定する勤務時間中に第2項の規定による休憩時間 <u>及び休息時間</u> を置き、日曜日及び土曜日は、週休日とする。	4 前項各号に規定する勤務時間中に第2項の規定による休憩時間を置き、日曜日及び土曜日は、週休日とする。
5 3交替制の勤務に当たる常勤の職員の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり40時間とし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとし、第1号に規定する勤務時間中に45分の休憩時間 <u>及び15分ずつ2回の休息時間</u> を、第2号に規定する勤務時間中に15分ずつ2回の休息時間を、第3号に規定する勤務時間中に1時間の休憩時間及び15分ずつ2回の休息時間を置き、4週間につき7日以上 の 週休日を設ける。	5 3交替制の勤務に当たる常勤の職員の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり40時間とし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとし、第1号に規定する勤務時間中に45分の休憩時間を、第2号に規定する勤務時間中に15分ずつ2回の休息時間を、第3号に規定する勤務時間中に1時間の休憩時間及び15分ずつ2回の休息時間を置き、4週間につき7日以上 の 週休日を設ける。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
6 [略]	6 [略]
7 前項の勤務時間中に <u>午後零時15分から45分の休憩時間及び15分ずつ2回の休息時間</u> を置く。	7 前項の勤務時間中に <u>正午から45分の休憩時間を置く。</u>
8・9 [略]	8・9 [略]
(再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)	(再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)
第2条の2 [略]	第2条の2 [略]
2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては所属長の定めるところにより45分以上の休憩時間 <u>及び15分ずつ2回の休息時間</u> を、6時間に満たない場合にあっては所属長の定めるところにより15分の休息時間を置く。	2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては、 <u>所属長の定めるところにより、45分以上の休憩時間を置く。</u>
(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)	(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)
第2条の4 [略]	第2条の4 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間 <u>及び休息時間</u> を置く。ただし、勤務の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところにより、45分の休憩時間 <u>及び15分ずつ2回の休息時間</u> を	3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところにより、45分の休憩時間を置く。

<p>置く。</p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第2条の5 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(育児等に係る職員の勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第2条の9 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間及び休息時間を置く。</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第2条の5 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、別に定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、別に定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>小学校に就学している子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>であって、別に定めるものが、当該子を養育すること(前号に該当するものを除く。)</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(育児等に係る職員の勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第2条の9 [略]</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。